

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	菜の花商工会（法人番号 9340005004160） 指宿市（地方公共団体コード 462101）
実施期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、菜の花商工会（以下「当会」という）と指宿市（以下「当市」という）との間における被害情報の連絡網を構築する。 ・ 発災後速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や(国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP)対策について、セミナーの開催等による、周知支援を行う。 2) フォローアップ及び事業の評価 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行い、毎年度、当市と事業継続力強化支援会議を開催し、状況確認や改善点等について協議し、事業の実施状況及び評価検証を行う。 2. 発災後の対策 発災後の職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を共有し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。また、感染症の流行等で政府による緊急事態宣言が出た場合は、法令に基づく感染症対策本部の指示により、当会の感染症対策を行う。 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築し、また、感染症拡大の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県に報告する。 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。 地区内小規模事業者等の被災状況の詳細を確認し、被災事業者施策について地区内小規模事業者へ周知する。また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象にした支援等の実施や相談窓口の開設を行う。 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 鹿児島県の方針により、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
連絡先	<p>①菜の花商工会 山川本所 〒891-0504 鹿児島県指宿市山川新生町 35 番地 TEL : 0993-34-1141 / FAX : 0993-34-1143 E-mail: nanohana-s@kashoren.or.jp</p> <p>②指宿市役所 農水商工観光部 商工水産課 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 TEL : 0993-22-2111 / FAX : 0993-23-4987 E-mail: shoko@city.ibusuki.jp</p>